

介護予防と 自立支援をめざして



介護保険法の施行後5年が経過しました。それに伴いサービス利用が増加するなど、介護保険制度が定着してきました。

また、庄原市でも高齢化と少子化の傾向がますます強まり、超高齢化社会の到来とともに、介護を必要とする人が増えてきています。

こうした中で、介護保険制度を安定した制度として維持・発展させるために、今回介護保険制度が改正され、次のような点が変更になりました。



【予防を重視した 制度への転換】

要支援の方に介護予防サービスがはじまります。

介護保険の基本理念である『自立支援』をより推進する観点から、軽度の認定者(要支援1と2)の方に対する『新予防給付』が創設されました。『新予防給付』とは、要支援状態にある方の状態がさらに悪化しないよう維持・改善を図るもので、出来る限り自立した生活を送られるよう支援します。既存のサービスも、予防型の内容に見直されます。

地域支援事業を行います

要介護(要支援)になる恐れのある高齢者を対象とし、効果的な介護予防事業などを介護保険事業として位置付け、市が主体となって事業を行います。

介護予防事業

対象者を選定し、転倒予防教室など、要介護状態になるのを、防止するための事業を行います。

包括支援事業

総合相談、高齢者の実態把握、虐待防止などの権利擁護などを行います。

任意事業

家族介護支援、日常生活支援などの事業を行います。



平成18年4月から、本庁・各支所に地域包括支援センターが設置されました。上記の業務内容のほか、認定結果が要支援1と2の方に介護予防支援として次のような関わりをしています。

- ①介護予防計画作成に関する契約をします。
- ②ケアマネジャーにより作成された介護予防計画を利用者の方やその家族、関係機関とともに確認します。(カンファレンス)

今後も、要支援1と2の方にはご連絡をした上で、訪問などをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。



カンファレンスの様子

■問い合わせ

庄原地域包括支援センター ☎0824-73-1116
西城地域包括支援センター ☎0824-82-2202
東城地域包括支援センター ☎08477-2-5131

口和地域包括支援センター ☎0824-87-2114
高野地域包括支援センター ☎0824-86-2114
比和地域包括支援センター ☎0824-85-3002
総領地域包括支援センター ☎0824-88-3110